

2021年7月

B地区藤沢自治会

防犯防災部 防犯担当 笠原通明

道路や歩道へはみ出した庭木・いけ垣のお手入れについてのお願い

盛夏をむかえ、草木の緑も一層深まる季節となりました。

自動車や通行人の安全確保のため、ご自宅の庭木・いけ垣などで、道路や歩道へのはみ出しがあれば、お手入れをしていただくようお願いいたします。

◆お手入れが必要な はみ出し範囲の目安

- (1) 道路法では「原則、車道は4.5m、歩道は2.5m以下の空間に構造物を設置してはならない」（下図参照）とされていますが、実際の通行の妨げにならないよう、常識的に判断をお願いします。
- (2) 道路標識・カーブミラー・街灯・電線にかかる場合や、道路の曲がり角付近で左右の見通しの妨げになるような枝葉は、除去をお願いします。

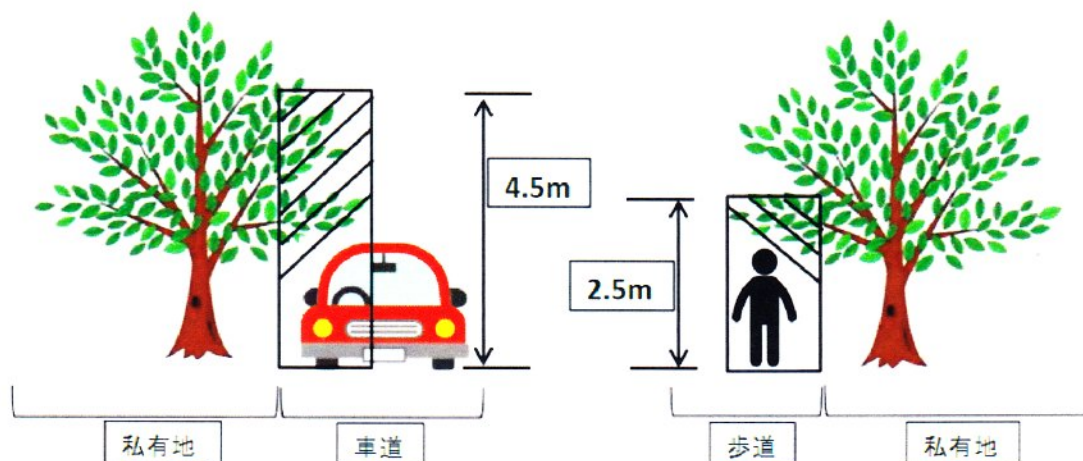


図. 道路法で定められた、お手入れが必要な はみ出し範囲の目安

◆備考

- (1) 自治会による防犯パトロール時に、危険と考えられる状態を見かけた場合は、個別に伐採のお願いをすることがあります。
- (2) 高齢などの事情で高い所の伐採が困難な場合は、自治会へご相談ください。
- (3) 電線や電話線にかかる枝葉の伐採は大変危険なので、事前に電力会社や電話会社に連絡をお願いします。

自治へのご理解とご協力をお願いいたします

以上